

—地域の窓—

大震災と権利擁護

行政政策学類教授 新 村 繁 文

「災害弱者」の状況

2011年3月11日に発生した東日本大震災とそれに引き続く福島第一原発事故は、きわめて広範にわたって、きわめて多数の地域住民に、文字通り未曾有の被害をもたらした。被害は甚大で、その内容も、広範かつ多岐にわたる。とりわけ、高齢者や障がい者など、平時であっても「社会的弱者」の立場に置かれている人たちは、いっそう脆弱な「災害弱者」と化してしまう。

家族（大黒柱）、住まい、財産を失う。農地や家畜を失う。職場、仕事を失う。収入源を断たれる。無傷な自宅なのに住めない。引っ越しや仮設住宅への転居を余儀なくされる。思いもかけない経済的負担に見舞われる。

ふるさとに戻れない。家族が離ればなれになる。近所づきあいを断たれ、コミュニティが分断される。自治体が壊される。

健康を害する。生命を奪われる。病状が進行する。障がいが進む。認知症を発症し、あるいは認知症が進む。

施設がなくなる。施設から追われる。適当な施設を探せない。（とりわけ高齢者や障がい者等の社会的弱者において）従来通りの支援が受けられなくなる。支援者自体がいなくなる。結果、福祉的ニーズがあるのに、それを我慢せざるを得なくなる。仮設の中で、相談相手や頼れる人もなく、孤独のまま状況が悪化する。

これまでの職歴・学歴・年齢等の如何、就労先についての選択肢の有無ないし多寡、避難先がどこか、親族・知人等の人的関係の如何等々により、就労格差、延いては経済的格差が拡大・深化する。

除染や補償を求めても、迅速かつ適正な対応がなされない。補償金の支給を受ければ、生活保護を打ち切られる。

家族・親族、友人・知人などの人的関係を断たれ、

経済的自立の基盤を奪われて、孤独の中で立ち直りのすべを失う。しかも、好転・改善の兆しが見えない。結果として、将来の展望を奪われ、生きるモチベーションが低下する。

こうした状況のなかで、新たに発見される障がい者もいる。たとえば、浜通りのある地域から避難を余儀なくされ会津に避難した高齢者で、中程度の知的障がいのある人が見つかった。しかし、彼はこれまでずっと、実家の広い屋敷のなかで同居ないし近所に住む家族によって守られ、福祉とまったくつながることなく、療育手帳も持っていなかった。彼は、幼少時よりずっと家族のなかで見守られてきたために、社会に出ることもなく、福祉に発見されることもなかったのだという。それが、原発事故により、保護されてきた屋敷から有無を言わず追い出され、これまで見守ってきた高齢の家族も入院や施設にはいったため、彼は仮設住宅での独り暮らしを余儀なくされることになった。わずかな年金収入しか無く、ただちに生活に困窮する羽目に陥った。

多様な権利擁護ニーズ

元来私たちは、この国の憲法の下で、暮らしたい地域で安全に安心して暮らす権利を保障されている。にもかかわらず、未曾有の大震災と原発事故は、とりわけ福島県民に、上述のような、生命権・健康権、財産権、生活権・生存権上の諸問題、失業・就労・雇用・賃金保障等、労働の権利に関わる諸問題、原発事故の責任・補償・賠償に関する諸問題等々、あまりに多様で深刻な、克服しがたい権利の危機状況を突きつけたのだ。

「権利擁護」というのは、その権利主体（本人）の「権利」を主張し、侵害があればその回復、維持、強化、およびそのために必要な社会的基盤の整備に努めること等を通じて、その「権利」を実現していくことを意味する。具体的には、権利侵害からの救済、権利侵害の予防、権利が存在することの主張、権利実現へ

の支援、包括的な生活支援（社会保障・社会福祉サービスの利用支援、財産管理、所得保障、住居確保、就労支援、社会参加支援等）を通じた権利状況の安定的確保、（本人および家族等の）エンパワーメント、社会・公的機関への働きかけ等の方法が採られることになる（福島大学権利擁護システム研究所『「社会的弱者」の支援にむけて』26頁）。

福島の危機的な権利状況は、広範・多様かつ強力な権利擁護の推進を強く要請しているのである。

権利擁護ネットワークの必要性

そうした権利状況の回復・改善を実現するうえで、まずもって、専門職の役割は大きい。そこには、たんに、権利侵害状況に直接的に対応するいわゆる法律専門職（弁護士、司法書士等）のみならず、社会福祉や社会保障の分野で、「社会的弱者」の日常的な支援に当たっている社会福祉・医療関係の専門職（社会福祉士、精神保健福祉士、ケアマネジャー、介護関係者、地域包括支援センタースタッフ、障害者生活相談事業所関係者等々、さらには、医療関係の各種専門職）も含まれる。そして、そうした専門職間に幅広く緊密な連携・協力関係（ネットワーク）が構築されてはじめて、広範・多様で具体的な権利擁護ニーズに適切に対応することが可能になる。さらに、こうした多職種の専門職の連携・協力関係を核として、そのまわりに、権利擁護に関心を持つ市民を含めた「権利擁護ネットワーク」が構築されていけば、いっそう確実な権利状況の改善が実現するだろう。むしろ、それなしには、福島が、上述したような深刻な権利侵害状況から抜け出すことは、相当困難であると思われる。

ネットワークの要点

すでに、各地に、この種の多様なネットワークが構築され、実践的な権利擁護活動が行われつつある。それは、専門職団体を中心とする専門職集団であったり、複数の専門職の連携による相談支援ネットワークであったり、関心の高い一般市民と専門職を含むNPO法人であったり、社会福祉協議会を中心とする見守り・相談活動であったり、あるいは、学生を中心とするボランティア活動であったり、その成り立ちは多様である。

「災害弱者」に対する権利擁護ネットワークとして留意しなければならない点がある。それは、何よりも

まず、アクセスのしやすいもの（むしろ、アウトリーチが不可欠）であること。また、たらい回しをしないことも重要だ。

自ら行動するパワーが低下している「災害弱者」にとって、自分たちの置かれた状況を十分に理解し、その意を汲んで、迅速かつ的確に動いてくれるネットワークこそ、もっとも心強い存在であるはずだ。



福島大学権利擁護システム研究所
『「社会的弱者」の支援にむけて』
(明石書店、2010)